

7. 法務研究科

(1) 法務研究科の研究目的と特徴	7-2
(2) 「研究の水準」の分析	7-3
分析項目Ⅰ 研究活動の状況	7-3
分析項目Ⅱ 研究成果の状況	7-7
【参考】データ分析集 指標一覧	7-9

（１）法務研究科の研究目的と特徴

本研究科は、中四国地域の中核的国立総合大学である岡山大学に所属する法曹養成を目的とする専門職大学院として、大別して、３つの研究目的を有している。以下では、各研究目的に対応した形で、研究上の特徴を示すこととする。

１ 法曹養成を目的とする専門職大学院にふさわしい研究水準および研究成果の維持

本研究科が、法曹養成を目的とする専門職大学院であることから、各教員は、専門職大学院の専任教員たるにふさわしい研究水準および研究成果が求められる。具体的には、法務研究科には第三者評価機関による認証評価を５年に一度受審することが法律上義務付けられており（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）、この認証評価において、研究水準および研究成果が、教員の研究活動とそれに基づいた担当科目の科目適合性という形で問われる。さらに、個々の教員による研究のみならず、法曹養成教育に関する共同研究も重要となる。全国的に、法科大学院の入学志望者が減少している状況にあつては、法曹養成教育に関する研究が、司法試験合格率の向上を含む教育の質向上をもたらす、ひいては、入学者の確保につらなるという側面をも有するからである。

２ 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した研究の実現

本研究科は、地域ニーズに対応した法曹養成を目的とするがゆえに、法分野における地域ニーズを的確に把握し、地域の課題を解決しうる研究を行うことが必要である。この研究は、本学が目標とする「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した研究」に合致するものである。弁護士研修センターが所管する行政法実務研究会、権利擁護研究会では、地域の関係機関との共同研究体制を構築し、研究成果を地域社会に還元することを通じて地域のシンクタンクとしての機能を発揮し、「地域における知の拠点」としての役割を担う。

３ グローバル化に対応する教育・研究の推進

本研究科は、グローバル化に対応する教育として、地域企業等の東アジア・ASEAN 進出に対応しうる国際法務に精通した法曹人材の養成とそれに向けた授業カリキュラムの構築を図っているところである。国際法務に精通した法曹を養成することは、急速にグローバル化が進む地方においても急務であり、その教育を基礎づける研究が不可欠である。岡山大学が有する教育研究の強みと国際通用性を最大限に活かして、国際交流・国際貢献を質・量ともに拡大する方策として、ASEAN 地域および東アジアの大学との学術交流を開始している。具体的には、本学が既に有する教育研究の強みである、ベトナムの大学と環境生命科学研究科と連携し、ベトナム・ホーチミン地区の大学やフエ大学法学部との交流や、東アジア地区では、四川法科大学院との学術交流を進めている。

(2) 「研究の水準」の分析

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

<必須記載項目1 研究の実施体制及び支援・推進体制>

【基本的な記載事項】

- ・ 教員・研究員等の人数が確認できる資料（別添資料 6407-i1-1）
- ・ 本務教員の年齢構成が確認できる資料（別添資料 6407-i1-2）
- ・ 指標番号 11（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 本研究科は、専門職大学院として、法曹養成のための教育に重点を置かざるを得ないこと、および専任教員が17名（研究者教員12名、実務家教員5名）と小規模であることから、研究の実施、支援・推進体制の組織的強化を組織単独で行うことには一定の限界がある。そこで、研究の実施、推進強化のための取組みとして、本学法学部との連携を行っている。具体的には、2018年度に本学法学部に設定された比較法政研究所に、本研究科教員が所属し、研究の実施、推進体制の強化を図っている。2018年度から、毎年、同研究所の開催する研究基盤強化フォーラム（外部資金導入戦略会議および科学研究費獲得のためのセミナー）および研究会フォーラム（教員による最新の研究成果の報告を主目的とする研究会）に参加している。[1.1]

<必須記載項目2 研究活動に関する施策／研究活動の質の向上>

【基本的な記載事項】

- ・ 構成員への法令遵守や研究者倫理等に関する施策の状況が確認できる資料（別添資料 6407-i2-1）
- ・ 研究活動を検証する組織、検証の方法が確認できる資料（別添資料 6407-i2-2）
- ・ 博士の学位授与数（課程博士のみ）（入力データ集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 本研究科は、専門職大学院として、法曹養成のための教育に重点を置かざるを得ず、科学研究費等の外部資金獲得のための時間および労力を十分に確保できないため、科学研究費の応募について、必ずしも十分な実績を上げることができない傾向があった。そのため、科学研究費への応募及び獲得を促進するための組織

岡山大学法務研究科 研究活動の状況

的取組として、2018 年度から、本学法学部に設置されている比較法政研究所が開催する研究基盤強化フォーラム（外部資金導入戦略会議および科学研究費獲得のためのセミナー）への本研究科教員の参加、2019 年度より、科学研究費申請書類作成のためのサポート体制の強化（添削等）、および研究費の二段階配分制度（年度当初に、一定の額を全教員に配分したうえで、科学研究費の応募を行った教員には、さらなる配分を行う）を導入した結果、科学研究費の応募については、2018 年度には、17 名の教員のうち、継続 4 名、新規応募 1 名であったが、2019 年度には、継続 2 名、新規応募 10 名に増加した。[2. 1]

<必須記載項目 3 論文・著書・特許・学会発表など>

【基本的な記載事項】

- ・ 研究活動状況に関する資料（社会科学系）
（別添資料 6407-i3-1）
- ・ 指標番号 41～42（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

<必須記載項目 4 研究資金>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 25～40、43～46（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

（特になし）

<選択記載項目 A 地域連携による研究活動>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 本研究科の教育理念である「実務と理論の架橋」を行政分野において実践する

岡山大学法務研究科 研究活動の状況

ことを目的として、2013 年度に設立された行政法実務研究会を、2015 年度～2019 年度において、24 回（第 8 回：2015 年 5 月 16 日～第 32 回：2019 年 11 月 9 日）研究会を行った。本研究会では、自治体職員が行政現場で直面する法的課題について、自治体職員、弁護士、研究者、法務研究科学生など様々な立場の会員が集まり、広く知恵を出し議論することで、岡山ないし中四国地域における理論と自治体実務の架橋の場としての役割を果たしてきた、評価することができる。[A. 1]

- 本研究科の教育理念である「実務と理論の架橋」を社会保障法分野において実現し、権利擁護にかかわる法律職、福祉職、行政職等の情報共有と多問題重複ケースの支援スキルの向上をめざすとともに、地域での仕組みづくりおよび幅広いネットワークづくりを行っていくことを目的として、2015 年 5 月 23 日に、「岡山権利擁護研究会」を設立した。2015 年度以降、4 回、研究会を行った。[A. 1]

<選択記載項目 B 国際的な連携による研究活動>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 国際的な連携による研究活動の基礎を構築するために、2019 年 3 月には、ベトナム・フエ大学法学部を訪問し、研究にかかる相互交流についての情報交換を行った。[B. 2]
- 学内連携を活用し、国際的な連携による研究活動の基礎を構築するために、2020 年 3 月 19 日から 21 日に、環境生命科学研究科と連携し、ベトナム・ホーチミン市経済大学法学部を訪問し、教育・研究にかかる相互交流について、情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、訪問を延期した。 [B. 2]
- 国際的な連携による研究活動の基礎を構築するために、2020 年 2 月、中国・四川大学法科大学院と「中国・日本間のビジネス法務に係る諸問題」について、学術交流を進めることについて合意をした。[B. 2]

<選択記載項目 C 研究成果の発信／研究資料等の共同利用>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 上記研究会（行政法実務研究会、権利擁護研究会）における研究成果を、論文およびシンポジウムの記録として、本研究科発行の雑誌『臨床法務』に掲載している。[C.1]

<選択記載項目D 学術コミュニティへの貢献>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 岡山大学法科大学院弁護士研修センターにおいて、国内の研究者を招聘して研究会等を開催しているほか、組織内弁護士研修、国際法務研修を定期的に行い、コンプライアンス、国際法務等に関する最先端の研究成果を社会に還元している。本研究科が行っている研究会及び研修は、自治体職員、弁護士等が、本研究における研究会、研修における本研究科教員との議論等を通じて、理論と実務の架橋として、研究成果を社会に還元することができるプラットフォームとしての役割を果たしてきている。本研究は、自治体職員、弁護士等が、本研究科の取組を通じて、学術コミュニティに貢献しうる継続的、安定的ルートを提供することを通じて、理論と実務の架橋を標榜する法曹養成教育機関として、学術コミュニティへの独自の貢献を果たしているという。[D.1]
- 第3期中期目標期間においては、行政法実務研究会、権利擁護研究会、組織内弁護士研修等における研究成果として、自治体・中央官庁職員による論文は17本、弁護士・企業法務担当者等による論文は18本、本研究科が発行する雑誌（臨床法務研究）を通じて、公表された。[D.1]

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

＜必須記載項目1 研究業績＞

【基本的な記載事項】

- ・ 研究業績説明書

(当該学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準)

「各領域の基礎研究力を強化し、研究成果の質の維持向上を図る」とともに、「研究成果を積極的に広く社会に還元」し「地域社会や国際社会の発展及び我が国の産業の振興に資する」という本学の方針（研究に関する目標）を踏まえながら、本研究科の研究目的である法曹養成、社会との連携・地域志向性等地域の課題解決、グローバル化対応を基礎に、以下の3点の基準をもって研究業績を選定した。1 法曹養成を目的とする専門職大学院にふさわしい法曹養成教育研究の成果と評価できること。2、研究に対する評価として、学会発表等の機会が提供されるなど、一定の客観的評価がなされていること。3、研究テーマが、地域の抱える課題の解決を志向するものであること。

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

教員は、専門職大学院の法曹養成教育研究の成果、地域連携等地域の抱える問題解決、グローバル化への対応（比較法研究）の点で、特色ある成果を挙げている。

○ 業績番号1：憲法事例分析の基礎研究

憲法事例分析の基礎研究は、人権をはじめとする憲法解釈が争われる事例について答案等を起案する際、事例解決に至る憲法論をどのように展開し記述するののかという課題について、違憲審査基準論を前提に、判例及び通説の立場に依拠しつつ、事例における違憲審査のプロセスを類型ごとに明確化して、体系的に示したものである。本研究は、法曹養成過程の一環をになう専門職大学院としての本研究科における長年にわたる教育成果とFD活動を踏まえた、理論と教育の架橋を図る法科大学院教育に関する研究成果として意義を有する。憲法学界においては、憲法の事例分析に関して「とくにおすすめの参考文献」としての評価が既に定着しており、全国の法科大学院において非常に高い評価を得ている。[1.1]

○ 業績番号2：人口減少社会における持続可能な医療提供体制構築と競争政策

本研究は、人口減少社会において持続可能な医療提供体制を構築するために、医療を受ける者の立場から、競争政策はどうあるべきか、その基本理念（連携と競争の関係、公私協働等）、法制度の現状および課題を明らかにし、その解決策を提示

岡山大学法務研究科 研究成果の状況

するものであり、地域社会との連携、地域志向性等の地域の課題解決を志向するものである。本研究は、人口減少社会における地域インフラ産業の他の分野（地域公共交通等）への波及効果を有する点、および将来的には、人口減少地域社会を抱える多くの国に共通する課題を解決するための課題先進国日本発の競争政策の理論として、世界的にみて、先駆的意義を有する点に大きな意義がある。本研究は、この研究分野の先駆的業績として、学会から報告者に指名され、科学研究費の交付を受けるなど高い評価を受けており、また、世界競争法学会(Academic Society for Competition Law)での報告等海外発信を予定している。[1.1]

○ 業績番号3：日本及びイギリスにおける統治機構の比較憲法学研究

1990年代以降わが国で実施された政治（選挙制度）改革、行政改革及び国会改革においては、イギリスの統治制度がモデルとされたことから、日本の憲法学におけるイギリス憲法及び統治構造に関する比較憲法学的研究はこの30年で大きく進展している。本研究は、とりわけ議会及び議院内閣制に関して、憲法のみならず議会法規及び慣行を含めて実証的に解明し、日本の現状及び歴史分析に基づき両者を比較する点に特徴があり、この研究分野の進展に寄与し、科学研究費の交付を受け、複数の学会から報告者に指名されるなど、高い評価を得ている。また、本研究の一部は、UCL 憲法ユニット、リール大学など海外の憲法学者及び議会研究者と連携した研究プロジェクトとしても実施されている。フランス国立東洋言語文化研究所にて開催された研究会において現地の日本学者を対象に報告するなど、海外への発信も積極的に行っている。[1.1]

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標 番号	データ・指標	指標の計算式
5. 競争的外部 資金データ	25	本務教員あたりの科研費申請件数 (新規)	申請件数(新規)／本務教員数
	26	本務教員あたりの科研費採択内定件数	内定件数(新規)／本務教員数 内定件数(新規・継続)／本務教員数
	27	科研費採択内定率(新規)	内定件数(新規)／申請件数(新規)
	28	本務教員あたりの科研費内定金額	内定金額／本務教員数 内定金額(間接経費含む)／本務教員数
	29	本務教員あたりの競争的資金採択件数	競争的資金採択件数／本務教員数
	30	本務教員あたりの競争的資金受入金額	競争的資金受入金額／本務教員数
6. その他外部 資金・特許 データ	31	本務教員あたりの共同研究受入件数	共同研究受入件数／本務教員数
	32	本務教員あたりの共同研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入件数(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	33	本務教員あたりの共同研究受入金額	共同研究受入金額／本務教員数
	34	本務教員あたりの共同研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	35	本務教員あたりの受託研究受入件数	受託研究受入件数／本務教員数
	36	本務教員あたりの受託研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入件数(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	37	本務教員あたりの受託研究受入金額	受託研究受入金額／本務教員数
	38	本務教員あたりの受託研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	39	本務教員あたりの寄附金受入件数	寄附金受入件数／本務教員数
	40	本務教員あたりの寄附金受入金額	寄附金受入金額／本務教員数
	41	本務教員あたりの特許出願数	特許出願数／本務教員数
	42	本務教員あたりの特許取得数	特許取得数／本務教員数
	43	本務教員あたりのライセンス契約数	ライセンス契約数／本務教員数
	44	本務教員あたりのライセンス収入額	ライセンス収入額／本務教員数
	45	本務教員あたりの外部研究資金の金額	(科研費の内定金額(間接経費含む)＋共同研 究受入金額＋受託研究受入金額＋寄附金受入 金額)の合計／本務教員数
	46	本務教員あたりの民間研究資金の金額	(共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ) ＋受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ) ＋寄附金受入金額)の合計／本務教員数